

福島市公告第198号

令和6年度 雨水ポンプ場機械設備保守点検業務委託について、下記のとおり業務委託Ⅰ型による制限付一般競争入札を行うので、福島市財務規則(以下「財務規則」という。)第164条に基づき公告する。

令和6年7月9日

福島市長 木 幡 浩

記

1	委託名	令和6年度 雨水ポンプ場機械設備保守点検業務委託
2	委託場所	福島市本内字北下釜47-1他
3	委託概要	下釜雨水ポンプ場、渡利雨水ポンプ場、郷野目雨水ポンプ場の主ポンプ設備及び各補機の保守点検整備 施設概要 下釜雨水ポンプ場 排水面積:22.39ha 計画排水量:188.1m³/分(3.135m³/sec) 渡利雨水ポンプ場 排水面積:26.57ha 計画排水量:129.12m³/分(2.152m³/sec) 郷野目雨水ポンプ場 排水面積:35.10ha 計画排水量:254.82m³/分(4.247m³/sec)
4	履行期限	令和7年2月28日(金)
5	予定価格	非公表
6	最低制限価格	有
低入札価格調査について		
7	① 調査基準価格	無
	② 失格基準価格	無
8	入札参加形態	単体企業
9	入札参加資格要件	次に掲げる条件をすべて満たし、かつ、市長による当該業務委託に係る競争参加資格の確認を受けた者
	① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者	
	② 令和6年度福島市業務委託有資格業者名簿に登録されている者	
	③ 登録内容	下水道処理施設維持管理業務又は設備等保守管理業務の登録のある者
	④ 所在地区分	
	⑤ 許可資格等	
	⑥ 技術者の配置	本業務を遂行できる技術者等を配置できる者
	⑦ 資格総合点数	
	⑧ 福島市において競争入札参加停止期間中でない者	
	⑨ 業務実績	平成26年度以降に雨水ポンプ場の保守点検業務を元請として履行した実績のある者
10	⑩	破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産の申立て、旧和議法(大正11年法律第72号)の規定による和議開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て(ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定日以降の日を審査基準日とする建設業法第27条の23第1項に規定する経営に関する客観的事項の審査を受け、その結果の通知を受けたものを除く。)、又は会社法(平成17年法律第86号)の規定による清算の申立てがなされている者でないこと。
	設計図書等の閲覧・貸与について	
	① 閲覧・貸与場所	福島市財務部契約検査課
	② 期間	令和6年7月9日(火)から令和6年7月24日(水)までの毎日 (ただし、土・日・祝日を除く)午前9時から午後4時まで
	③ 貸与方法	貸出票による(先着順) 貸出日の翌日10時までの1日間
	質問について	
	i 質問方法	書面(様式6)により、契約検査課に持参すること
	ii 質問期限	令和6年7月24日(水) 正午まで
	iii 質問に対する回答	福島市ホームページに掲載
	iv 回答閲覧期間	令和6年7月30日(火)から令和6年8月21日(水)まで
	⑤ その他	期間内に設計図書等の閲覧・貸与されない方は入札参加申請できません

11	入札参加資格の確認申請について	
	入札参加資格の確認申請の提出書類	・技術資料の作成に係る費用は提出者の負担とする。 ・提出された技術資料を市は無断で使用するできないものとする。 ・提出された提出資料の返却、差替えは認められない。
	① i 資格確認申請書	別紙様式1 競争入札参加資格確認申請書
	ii 履行実績	別紙様式2 同種業務の履行実績
	iii 配置予定の技術者	別紙様式3 配置予定技術者の資格・業務経歴(資料は①)
	iv その他の提出書類	①配置予定技術者の資格証・合格証明書等の写し添付 同種業務に記載した契約書の写し
	② 提出方法	窓口へ持参(郵送・電送は不可)
	③ 提出先	福島市財務部契約検査課
	④ 提出期間	令和6年7月10日(水)から令和6年7月31日(水)まで (ただし、土・日・祝日を除く)午前9時から午後4時まで
12	入札参加資格の決定	令和6年8月5日(月)ただし参加資格者は入札時まで非公表 ・競争入札参加資格確認通知書及び入札書は決定後郵便にて送付 ・入札参加資格がないと認められた者には理由の説明を求めることができる。
13	入札方法について	
	① 入札方法	入札執行回数は2回を限度し、郵便、電信による入札は不可
	② 入札日時	令和6年8月21日(水) 午前10時38分
	③ 入札場所	福島市役所本庁舎 入札室 [〒960-8601福島市五老内町3番1号]
	④ その他	・競争入札参加資格確認通知書(写)を必ず持参すること ・競争入札心得による。(市ホームページ参照)
14	入札保証金	免除
15	契約保証金	請負代金の100分の10以上の額とし、福島市工事請負契約約款(以下「約款」という。)第4条第1項各号(以下参照)に掲げるいずれかの保証を付するものとする。 第1号 契約保証金の納付 第2号 契約保証金に代わる担保となる有価証券の提出 第3号 銀行等の金融機関又は前払金保証事業会社の保証 第4号 公共工事履行保証証券による保証 第5号 履行保証保険(定額填補による付保)の締結
16	支払条件・契約条項	福島市業務委託契約条項並びに競争入札心得第11条による。
17	特記事項	
18	契約書作成の要否	要
19	火災保険等の付保	設計図書等による。
20	入札の無効	本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 なお、市長により競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後競争入札参加停止措置を受けて入札時点において競争入札参加停止期間中である者等入札時点において記9に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。
21	入札の中止について	1、本件は、参加資格者が1者以上あれば実施するものとする。 2、本件入札に関し、不正な行為等により公正な入札執行が困難と判断されるときは入札を中止又は延期することがある。
22	問い合わせ先	財務部契約検査課[〒960-8601福島市五老内町3番1号 (電話024-525-3705 FAX 024-536-1876)]